

## 豊田市立小・中・特別支援学校外国人英語指導助手派遣業務プロポーザル実施要領

### 1 契約の目的

第一言語が英語又は母国の公用語が英語の外国人英語指導助手（以下「ALT」という。）の生きた英語を通して、言語や文化について児童生徒の理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る。

### 2 契約の概要

豊田市立小・中・特別支援学校に第一言語が英語又は母国の公用語が英語であるALTを派遣し、外国語活動又は外国語（英語）教育を行う。詳細は、別紙「豊田市立小・中・特別支援学校外国人英語指導助手派遣業務仕様書」のとおり。

### 3 提案限度額

471,603,000円（消費税込み）【3年総額】

### 4 履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

（契約日の翌日から令和6年3月31日までは準備期間とする。）

### 5 派遣人数

31人

### 6 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者

- (1) 公告日において、令和4・5年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がないこと。（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）
- (7) 公告日において、次に掲げる条件を満たすこと。
  - ア 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者（ただし、(1)に掲げる豊田市競争入札参加資格者の名簿に登録されたものに限る。）であること。

- イ 平成30年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）発注のALTを配置する業務（労働者派遣契約又は請負契約の形態は問わない。）で元請として1件当たりの税込金額5,000万円以上（複数年度にわたる契約の場合は単年度当たりの税込金額とし、単価契約の場合は単年度当たりの支払総額とする。）かつ10人以上の履行実績を有する者であること。
- ウ 労働者派遣事業許可を有する者であること。

## 7 選考日程

### (1) 全体スケジュール

- 11月 6日（月） 業者選定審査会による方式の決定
- 11月 7日（火） 事業実施の公告、公表、公募の開始
- 11月 7日（火） 業務説明資料等の交付開始
- 11月20日（月） 参加表明書の受付期限・質問の受付期限
- 11月21日（火） 参加資格確認通知書の送付
- 11月28日（火） 質問の回答期限
- 12月 5日（火） 提案書等の提出期限
- 12月19日（火） ヒアリング実施及び選考委員会開催
- 12月20日（水） 選考結果の通知・最優秀提案者との協議開始
- 1月15日（月） 予定 業者選定審査会による業者の決定
- 1月24日（水） 予定 見積徴取及び契約締結

### (2) ヒアリング

- ア 日時 12月19日（火） 午前9時00分から午後0時30分のうち指定する25分間（時間は後日連絡する。）
- イ 場所 豊田市役所 教育委員会会議室（東庁舎6階）
- ウ 備考
- ・提出された企画書等に基づき1社25分（説明15分、質疑応答10分）のヒアリングを行う。
  - ・出席者は3名以内とする。
  - ・説明は提出資料のみとし、パソコン、模型、パネル、追加資料等の持込みは認めない。
  - ・プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
  - ・全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。

## 8 選考委員

- 委員長 加納 誠司（愛知教育大学 教授）
- 副委員長 中垣 秋紀（教育部 副部長）
- 委員 小山 幾子（学校教育課 課長）
- 小川 雅美（東広瀬小学校長、市教研外国語部 小学校部会長）
- 鈴木文与志（本城小学校長、市教研外国語部 中学校部会長）

## 9 提案書等の提出書類

下記の（１）、（２）については所定の様式、（３）～（７）についてはA４サイズ両面印刷７枚以内（表紙、目次、見積書及び積算内訳書を除く。）で記載する（提出部数は正本１部、副本６部）。副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

### （１）令和４年度の県内の国公立小・中学校へのALTを配置する業務の実績

- ア 契約している自治体数
- イ ALTの人数

### （２）令和４年度の県外の国公立小・中学校へのALTを配置する業務の実績

- ア 契約している自治体数
- イ ALTの人数

### （３）ALTの採用体制

### （４）ALTに対する研修体制

### （５）指導カリキュラム及び教材・教具の工夫

### （６）ALTの労務管理・危機管理体制

### （７）学校及び教育委員会との協力体制等

### （８）見積書、積算内訳書（注１）及び（１）（２）に記載した実績を確認できる書類（契約書等の写し）（注２）１部

注１ 様式は自由で、宛先は豊田市長として、税抜の総額を記載すること。

注２ （１）（２）に記載した内容が確認できる部分のみで可。単価契約の場合は、支払総額が確認できる書類。

## 10 評価基準

（１）９（１）、（２）については事務局において採点を行い、（３）～（７）については選考委員５人による審査を行う。それらの点数と（８）から算出した価格評価の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。  
※詳細は別紙「評価基準」のとおり。

（２）最高得点の者が同点の場合は、選考委員による審査の合計点数が高い者を最優秀提案者として選定する。選考委員による審査の合計点数が同点であった場合は、見積金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。

（３）提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は最優秀提案者として選定しない。

最低基準点 276 / 460点

460点 {事務局において採点(60点) + 選考委員による審査(400点)} × 0.6

## 11 その他

（１）このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。

（２）手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（３）最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案

者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

(4) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。

ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき

イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき

ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき

エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき

(5) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

別表

資本関係又は人的関係について

<p><b>(1) 資本関係</b></p>	<p>① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
<p><b>(2) 人的関係</b></p>	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p style="padding-left: 2em;">ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役</p> <p style="padding-left: 2em;">ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
<p><b>(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</b></p>	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>